



熊本県公報

第13540号
令和8年(2026年)
6月2日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地変更……………（障がい者支援課） 1
- 指定自立支援医療機関（精神通院医療）の更新……………（ 〃 ） 1
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 2
- 保安林の指定に関する予定……………（ 〃 ） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
- 保安林の指定の解除に関する予定……………（森林保全課） 3

公 告

- 土地改良区の役員を選任等……………（農村計画課） 3
- 土地改良区の定款変更の認可……………（ 〃 ） 4
- 令和8年度家畜人工授精に関する講習会の実施……………（畜産課） 4
- 公共測量の終了……………（監理課） 4
- 公共測量の終了……………（ 〃 ） 4
- 土地改良区の定款変更の認可……………（農村計画課） 5

正 誤

- 令和8年（2026年）5月21日熊本県公安委員会規則第6号（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則）中……………（警察本部警務課） 5

告 示

熊本県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年（2026年）6月2日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
あまてらす訪問看護ステーションおおあそ	医療機関の所在地の変更	阿蘇市三久保578番地4A-1	阿蘇市小里257番地1	令和6年（2024年）3月20日
あまてらす訪問看護ステーションおおあそ	代表者変更	一般社団法人慈徳会 代表理事 中村 淑代	一般社団法人慈徳会 代表理事 坂口 由紀	令和6年（2024年）4月20日

熊本県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和8年（2026年）6月2日

熊本県知事 木 村 敬

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
ふくはら薬局 合志市福原1430番地2	令和8年（2026年）6月1日

江南薬局 宇城市小川町北新田61番地4	令和8年(2026年)6月 1日
訪問看護ステーション茜 上益城郡益城町広崎1445-15	令和8年(2026年)6月 1日

熊本県告示第440号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和8年(2026年)6月2日

熊本県知事 木村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字尾ケ道1430番13、1430番15から1430番17まで、字楸谷1438番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾ケ道1430番13・1430番15・1430番16・字楸谷1438番1(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第441号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和8年(2026年)6月2日

熊本県知事 木村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡相良村大字四浦西字中ノ原4156番1、4156番2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ原4156番1・4156番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに相良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和8年(2026年)6月2日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
花ケアステーション 玉名市岱明町下沖洲830番地	株式会社花 玉名市岱明町下沖洲830番地	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	令和8年(2026年)6月1日

田尻 麻美

熊本県告示第443号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年（2026年）6月2日

熊本県知事 木村 敬

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県八代市泉町葉木字葉木51番41
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告

熊本県公告第306号

八代市に事務所を置く八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年（2026年）6月2日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	入江 健二	八代市古閑浜町3075番地1
理事	中村 清一	八代市長田町3150番地
理事	黒田 仁志	八代市郡築二番町80番地2
理事	廣瀬 明浩	八代市千丁町吉王丸129番地
理事	宮崎 裕児郎	八代市鏡町野崎1082番地
理事	本島 和昭	八代市鏡町北新地720番地5
理事	榎田 繁	八代市千丁町古閑出538番地
理事	桑原 信弘	八代市日奈久塩北町4450番地
理事	本田 繁幸	八代市平山新町5742番地
理事	西垣 武久	八代市高下西町1298番地3
理事	塚田 清信	八代市大福寺町2403番地
理事	小林 幸生	八代市催合町841番地1
理事	古川 壽男	八代市水島町2949番地1
監事	畑中 一喜	八代市宮地町1727番地1
監事	岩崎 弘幸	八代市昭和明徴町833番地
監事	増田 勝巳	八代市鏡町両出527番地3
監事	白石 節夫	八代市日奈久新田町3591番地
就任		
理事	坂田 孝志	八代市千丁町太牟田1300番地3
理事	藤本 一臣	八代郡氷川町高塚935番地
理事	作田 絹子	八代市千丁町太牟田1746番地
理事	丸尾 良子	八代市日奈久大坪町18番地2
理事	入江 健二	八代市古閑浜町3075番地1
理事	下永 辰也	八代市長田町3785番地2
理事	満島 裕二	八代市郡築十番町41番地2
理事	高濱 泰	八代市昭和同仁町338番地202
理事	福田 一昭	八代市千丁町新牟田2520番地1
理事	深川 良次	八代市鏡町芝口820番地
理事	本島 和昭	八代市鏡町北新地720番地5
理事	北園 武広	八代市日奈久新田町2081番地
理事	増田 祐一	八代市奈良木町285番地

理事	時田 義弘	八代市平山新町5018番地
理事	高植 和生	八代市高植本町1233番地
理事	古川 壽男	八代市水島町2949番地1
理事	田並 唯康	八代市日奈久大坪町991番地
監事	山崎 俊明	八代市鏡町内田1224番地7
監事	林田 真一	八代市郡築七番町47番地2
監事	松田 信哉	八代市鏡町貝洲148番地
監事	垣田 英隆	八代市水島町2199番地

熊本県公告第307号

熊本市に事務所を置く画図土地改良区理事長宮崎優から令和8年(2026年)3月26日付けで申請のあった定款の変更については、令和8年(2026年)5月22日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)6月2日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公告第308号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定による家畜人工授精に関する講習会を実施するため、熊本県家畜改良増殖法施行細則(昭和26年熊本県規則第17号)第4条第2項の規定により公告する。

令和8年(2026年)6月2日

熊本県知事 木村 敬

- 1 講習会の対象家畜
牛
- 2 講習会の対象者
(1) 熊本県立農業大学校の2年次学生 15人程度
(2) 家畜人工授精業務に従事しようとする者 10人程度
- 3 講習会の開催期間
(1) 熊本県立農業大学校生
令和8年(2026年)7月24日(金)から8月10日(月)まで
(2) 一般受講生
令和8年(2026年)7月24日(金)から8月26日(水)まで
- 4 講習会の場所
熊本県立農業大学校及び熊本県農業研究センター草地畜産研究所
- 5 その他
国内における家畜伝染病発生状況等やむを得ない理由により講習会を延期し又は実施しない場合がある。

熊本県公告第309号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)6月2日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(MMS計測データ(画像データ・レーザ点群データ))	令和7年(2025年)9月25日から 令和8年(2026年)3月20日まで	熊本市内全域

熊本県公告第310号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)6月2日

熊本県知事 木村 敬

作業種類	作業期間	作業地域
------	------	------

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量）	令和7年（2025年） 11月17日から 令和8年（2026年） 5月20日まで	熊本県合志市野々島～ 熊本市北区下硯川町地区
------------------------------	---	---------------------------

熊本県公告第311号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長藤本一臣から令和8年（2026年）3月31日付けで申請のあった定款の変更については、令和8年（2026年）5月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和8年（2026年）6月2日

熊本県知事 木 村 敬

正 誤

令和8年（2026年）5月21日熊本県公安委員会規則第6号（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行
2	4 5
正	
第5条第3項中「第2条第2項及び第4項」を「第2条第3項から第5項まで」に、「第2条第3項」を「第2条第3項及び第4項」に	
誤	
第5条第3項中「第2条第3項」を「第2条第3項及び第4項」に	